

保育の必要性の認定の要件及び必要書類

※利用料の無償化対象となるには、下記の「保育の必要な事由（保育要件）」に該当し、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

下記事由により、**月52時間以上**家庭保育ができない場合に保育が必要な状態であると認定します。

※必要書類は各保護者1枚ずつ提出してください。（きょうだいで申請の場合でも各保護者1枚ずつの提出で可）

※その他、必要に応じて書類を提出していただく必要があります。

保育の必要な事由(保育要件)		必要書類
就労	自宅(内)外で就労をするため、児童の保育を必要とする場合	①就労証明書 ②自営業を証明する書類(経営中心者の場合のみ)例)個人事業開業届(写)、直近の確定申告書(写)等
妊娠・出産	出産前後で、児童の保育を必要とする場合（産前8週間～産後8週間）	親子(母子)健康手帳(保護者と分娩予定日が分かるページ)の写し等
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害により、児童の保育を必要とする場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護しているため、児童の保育を必要とする場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
家庭の災害	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
虐待やDVの恐れがある	◆ 児童に対する虐待やDV、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ◆ 配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合	①申立書 ②関係機関からの意見書
就学	専門学校や大学に在学中、または職業訓練等を受けるため、児童の保育を必要とする場合	①在学証明書 ②就学時間確認書類
求職活動	求職活動(起業準備含む)を継続的に行っており、児童の保育を必要とする場合	求職活動状況報告書等
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等